

# Journal of Intelligence Science in Local Research

## 編集委員会規程

令和 5 年 11 月 29 日

規 程 第 36 号

改正 令和 6 年 2 月 28 日規程第 7 号  
令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、Journal of Intelligence Science in Local Research 規程（令和 5 年規程第 35 号）第 4 条の規定により設置される編集委員会について、必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第 2 条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 先端地域科学研究所長
- (2) 先端地域科学研究所長が指名する教職員

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員を選任した先端地域科学研究所長の任期の終期までとする。

2 委員は、再任させることができる。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、先端地域科学研究所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、編集委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員長は、編集委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができる。

### (議事録)

第 7 条 編集委員会は、会議の議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 編集委員会の庶務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年1月29日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第7号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規程第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。